

第 27 回 鉦路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 6 月 3 0 日 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
2. 場 所 鉦路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 志賀 忠浩委員 | 2 番 山崎 隆史委員 | 3 番 福西 範委員 |
| 4 番 成田 俊英委員 | 7 番 村上 正人委員 | 9 番 稲場 洋二委員 |
| 10 番 細川 裕委員 | 11 番 野村 照明委員 | 12 番 大畑 礼子委員 |
| 13 番 松下 裕幸委員 | 14 番 菊池 利治委員 | 15 番 熊坂 隆雄委員 |
| 16 番 田井 克廣委員 | 17 番 野澤 勲委員 | 18 番 廣瀬女公美委員 |
| 19 番 佐藤 泰正委員 | 21 番 浅野 徳昭委員 | 20 番 清水 幸治委員 |
- (以上 1 8 名)
4. 欠席委員
- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 5 番 大坂 博文委員 | 6 番 金子 靖委員 | 8 番 佐藤 裕司委員 |
|-------------|------------|-------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 山根 憲治 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
(以上 3 名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|--------------|
| 14 番 菊池 利治委員 |
| 15 番 熊坂 隆雄委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和 2 年 6 月 3 0 日 (1 日)
- 報告第 5 5 号 現況証明願について (市街化区域)
報告第 5 6 号 農業経営証明願について
議案第 1 2 7 号 現況証明願について
議案第 1 2 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の審査について
議案第 1 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 1 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る進達について
議案第 1 3 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 3 2 号 参考貸借料の設定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第27回鉦路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に14番、菊池利治委員、15番、熊坂隆雄委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日6月30日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
山根事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

事務局
山根事務局長

報告第55号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

それでは、議案書の3ページでございます、報告第55号「現況証明願」について報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉦路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]の一筆、面積 []㎡の土地について、所有者及び申請者の []氏から現況証明願があり、5月22日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、5月26日に会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページと8ページ、9ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]の一筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である、 []氏から現況証明願があり、5月22日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、5月27日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第 5 5 号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第 5 6 号「農業経営証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは議案書 1 0 ページにございます、報告第 5 6 号「農業経営証明願」についてご報告致します。

今回は、阿寒地区で 1 件の申請がございました。

議案書 1 1 ページの表の 1 番ですが、[] の [] より、外国人技能実習生制度の活用のため、6 月 2 日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1 件の「農業経営証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

それでは、議案第 1 2 7 号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の 1 2 ページにございます、議案第 1 2 7 号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で 1 件と音別地区で 4 件の申請がございました。

議案書 1 3 ページの表の 1 番は、資料が 1 5 ページと 1 6 ページにございます。

公簿地目が畑である、[] の一筆、面積 [] m²の土地について、所有者である [] 氏より現況証明願がございました。

6 月 1 8 日、阿寒地区の農業委員 3 名と事務局職員 2 名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書 1 4 ページの表の 2 番は、資料が 1 7 ページと 1 8 ページにございます。

公簿地目が原野である、[] の一筆、面積 [] m²の土地について、所有者である [] 氏の代理人である [] 氏から現況証明願がございました。

6 月 1 5 日、音別地区の農業委員 3 名と事務局職員 2 名で現地調査を実施した結果、

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が17ページと19ページでございます。

公簿地目が畑である、[]、の一筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏から現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が20ページと21ページでございます。

公簿地目が畑である、 []の一筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏から現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、表の5番は、資料が20ページと21ページでございます。

公簿地目が畑である、 []の一筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏から現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は2番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、5件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長金子靖委員が、本日、欠席しておりますので、代わりに稲場洋二委員より報告をお願いします。

委員

稲場委員

議案第127号「現況証明願」の1番について報告致します。

本件は、 []氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、 []、面積が []㎡の土地 についてであり、令和2年6月18日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

次に、2番から5番の現地調査結果について、調査委員長山崎隆史委員から報告をお願いします。

委員

山崎委員

議案第127号「現況証明願」の2番から5番について調査報告致します。

いずれも、調査日は令和2年6月15日、音別地区委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施致しました。

まず、2番ですが、所在地は、 []の一筆、面積 []㎡、公簿地目は原野、所有者が []氏の土地について、申請者の []氏より、現況確認のための「現況証明願」の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

続いて3番ですが、所在地は、[redacted]の一筆、面積 [redacted] m²、公簿地目が畑、所有者は [redacted] 氏の土地について、申請者の [redacted] 氏より、地目変更のため「現況証明願」の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

次に4番ですが、所在地は、[redacted]の一筆、面積 [redacted] m²、公簿地目が畑、所有者は [redacted] 氏の土地について、申請者の [redacted] 氏より、地目変更のため「現況証明願」の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

次に5番ですが、所在地は [redacted]の一筆、面積 [redacted] m²、公簿地目は畑、所有者が [redacted] 氏の土地について、申請者の [redacted] 氏より地目変更のため「現況証明願」の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長
野村会長

山崎委員、ありがとうございました。
それでは、議案第127号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第127号「現況証明願」の原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第127号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第128号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の22ページにございます、議案第128号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書23ページの表の1番は、資料が24ページと25ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、他2筆、合計 [redacted] m²の農用地について、借

主であります[]氏との間で、令和2年6月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第128号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第128号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第128号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の26ページにございます、議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、音別地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書27ページと28ページの表の1番は、資料が29ページから45ページにございます。

[]が所有する、[]の内、他46筆、合計[]^mの農用地について、[]に、使用貸借を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の2番は、資料が46ページから48ページにございます。

釧路市が所有する、[]の内、他2筆、合計[]^mの農用地について、[]に、使用貸借を行うものでございます。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

委員
山崎委員

議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について調査報告致します。

1番の[]及び2番の[]の農用地を公共牧場の管理運営のため、[]に使用貸借により貸付をするため、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありました。

令和2年6月15日、音別地区農業委員3名と事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

借主の[]は農業生産法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業受委託などを行っており、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

山崎委員、ありがとうございました。

それでは、議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、[]、及び[]の関係で、[]委員が、それぞれ議事参与の制限にあたりますが、本日は欠席しておりますので、一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第130号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書49ページの議案第130号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、釧路地区で1件の許可申請がございました。

議案書50ページの表の1番は、資料が51ページから54ページにございます。

が所有する、の一筆、面積㎡の農地について、へ賃貸借により、農業用施設であります、ラグーン建設のため、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

本件に関しまして、令和2年4月16日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、清水委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第130号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、調査報告いたします。

申請内容は、の所有地にが賃貸借により、農業用施設であるラグーンを建設しようとするものであります。

令和2年4月16日に、釧路地区農業委員3名及び事務局2名により、現地調査及び協議を行いました。

計画されている場所は、農用地区域内ではありますが、農業用施設用地に用途変更が予定されており、また、本施設を利用する阿寒農協有機質肥料活用センターとは離れておりますが、センターと圃場の中継地点として作業効率も良い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められ、調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議を致しますが、本案件については、の関係であり、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員、及びの役員である菊池利治委員は議事参与の制限がございますので、退室して下さい。

(大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員、菊池利治委員 退室)

議長
野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第130号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(挙手)

賛成多数と認め、議案第130号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員、菊池利治委員 入室)

議長
野村会長

それでは、次に、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の55ページでございます、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で2件、音別地区で5件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書56ページの表の1番は、資料が58ページから60ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他6筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は61ページと62ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は63ページと64ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の4番ですが、資料は63ページと65ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書57ページの表の5番ですが、資料は66ページと67ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の6番ですが、資料は66ページと68ページ、69ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の7番ですが、資料は66ページと70ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の8番ですが、資料は71ページと72ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他11筆、合計■■■■㎡の農用

地について、 氏へ 円で売買による所有権移転を行うものです。
次に、表の9番ですが、資料は73ページと74ページにございます。
 氏が所有する、 、他3筆、合計 ㎡
の農用地について、 氏へ無償による所有権移転を行うものです。
以上、9件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願
い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、
9番につきましては、村上正人委員本人に関する案件であり、議事参与の制限にあた
ります。
従いまして、まず9番を審議した後に、1番から8番を一括で審議することとしま
すので、村上委員は退室をお願い致します。

(村上正人委員退室)

議長
野村会長

それでは、9番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計
画の決定」の9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定
による農用地利用集積計画の決定」の9番については原案のとおり決定致します。
村上委員は入室して下さい。

(村上正人委員入室)

議長
野村会長

9番は、原案のとおり決定致しました。
次に、1番から8番を一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計
画の決定」の1番から8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から8番については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第132号「参考賃借料の設定」について審議致します。
事務局より、説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書75ページでございます、議案第132号「参考賃借料の設定」について説明致します。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。

なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

鉏路市における平成31年1月から令和元年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を76ページの別表の通りまとめましたので報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第132号「参考賃借料の設定について」審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第132号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第132号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 6月 30日

議 長 野村 照明

署名委員 新池 利治

署名委員 熊吸 隆雄